

30507

教科書文庫

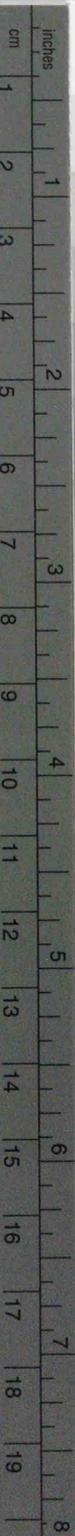
3
110
42-1892
20003 02846

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.9
Gall
資料室



勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
明治二十三年十月三十日

御名

御璽

○進退動作一ニ父
○子ノ親ニ事フルハ心ニ事フルヲ上トシ身

長英敬書

二事フルヲ次トス。最下ハ身ニ事ヘテ其心ヲ顧ミズ。又其次ハ之ニ事フルニ、外面ノミヲ以テシテ、其身ヲ顧ミズ。

○財部繼麻呂は、加賀の國能美郡の孝子なり、常に父母の心を安くするを第一として、朝夕の給仕を盡し、能く心を用ひたり、父母身まかりて後は、日々に墓に詣て、禮拜し、又その行を慎みて、父母を辱めざるを務めければ、朝廷の孝心を嘉みして、恩賞を賜はりたり。

第二 友愛

○世ノ中ニ得ヤスキモノハ財寶ニシテ、得ガタキモノハ兄弟ナリ。

○財寶ハ、我力ニテ得ラルベケレドモ、兄弟・姉妹ハ、父母ノ身ヲ分チタルモノナレバ、我力ニテ得ラルベキモノニアラズ。
○兄弟・姉妹ハ、斯ク貴キモノナレバ、利欲ノ爲ニ、愛情ヲ害フコトナ勿レ。
○兄ハ弟ノ富マンコトヲ望ミ、弟ハ兄ノ裕ナ

ランコトヲ願ヒ、姉モ妹モ、皆此心ヲ以テ、自ラ薄クシ、人ヲ厚クセバ、争絶エテ起ラザルベシ。
 ○兄弟姉妹中ヨキ時ハ、家内自ラ親ムベシ。
 家内親メバ、一門悉ク親ミ、家門繁昌ノ基、益々堅カルベシ。

○伊勢の室山に、伊藤小左衛門といふ者あり、味噌、醤油の醸造を業とせり、兄弟四人ありて、其中いと睦しく、共に力を合せて、家業を勵みければ、其家大に富榮にたり、其後震災霖雨に遭ひて、家倉悉く倒

伊藤小左衛門兄弟
力を合せて家業を
勵む



松亭

三

れ、醸造の物、皆腐敗し、破産にも及ばんとしけるを、兄弟は毫も屈することなく、益々力を合せて、其業を勵み、終に元の家産に復したりとす、是れ全く兄弟中睦しくして、心力を合せたるに由るなり。

第三 和順

○女ハ、何事ニヨラズ、控目ニセヨ。己ノ知りタル事ナリトモ、夫ニ先ダチテ物知顔ニ取りマカナフハ、女ノ道ニアラズ。

○「牝鷄ノ晨スルハ、家ノ亂」ト云フ語アリ。コ

レ妻ノ夫ヲ蔑ニスルヨリ、家内治マラザルヲ言フナリ。

○能ク此旨ヲ悟リテ、夫ニ先ダツコトナク、我ハ顔ニ振舞フコト無カルベシ。

○徳川家康、駿府の奉行を板倉勝重に命じたりけるに、勝重歸りて妻に向ひ、御身今より何事によらず、我上につきて口を出ださずば、御受すべし、さらば、辭すべしといひければ、妻は仰に背かたと誓ひけるに、勝重さらばとて出でんとする時、妻は

俄に聲懸けて、御袴の腰振はきれたり、直し奉るべしといひけるに、勝重扱御身は、や、今の誓を忘れたるかど叱りければ、妻は謹みてこれを謝し、うれより後は、夫が内外の事につきて、一言もさし出ごを

第四 母儀

○母儀トハ、母タルモノ、其行ヲ正シクシテ、子ヲ教ヘ導クノ方ヲ云フ。

○我身、物事ノ道理ヲ知ラデハ、其子ヲ教ヘガ

タシ。故ニ勉メテ能ク學問スベシ。

○賢母トナリテ、其子ヲ導キ教フルハ、女ノ務ムベキ道ナリ。

○我子ノ行儀作法ノ、ヨカラシクコトヲ願ハ、先ヅ我身ノ行狀ヲ正シクシテ、其ノ手本トナルベシ。

○「愛スルハ、害スルノ媒ナリ」ト云フコトアリ。是レ母タルモノ、愛ニ溺レテ、教ヲ忘レンヲ誠メタルナリ。

○子ヲ育テンコトニ心セズシテ、等閑ニスル時ハ、其子成長ノ後、良キ人トナリガタシ。

○京都に山脇東洋とて、名高き醫師ありけり、母は嚴カシコクなる人にして、毎に東洋をして、樓上にて書を讀ヨミまゝむるに、其梯子を取去りて、飲食兩便の外は、下くだ來きることを得しめざりければ、東洋も油斷なく、學業を勵みて、遂に聞ゆる醫師とはなりにけり。

第五 立志

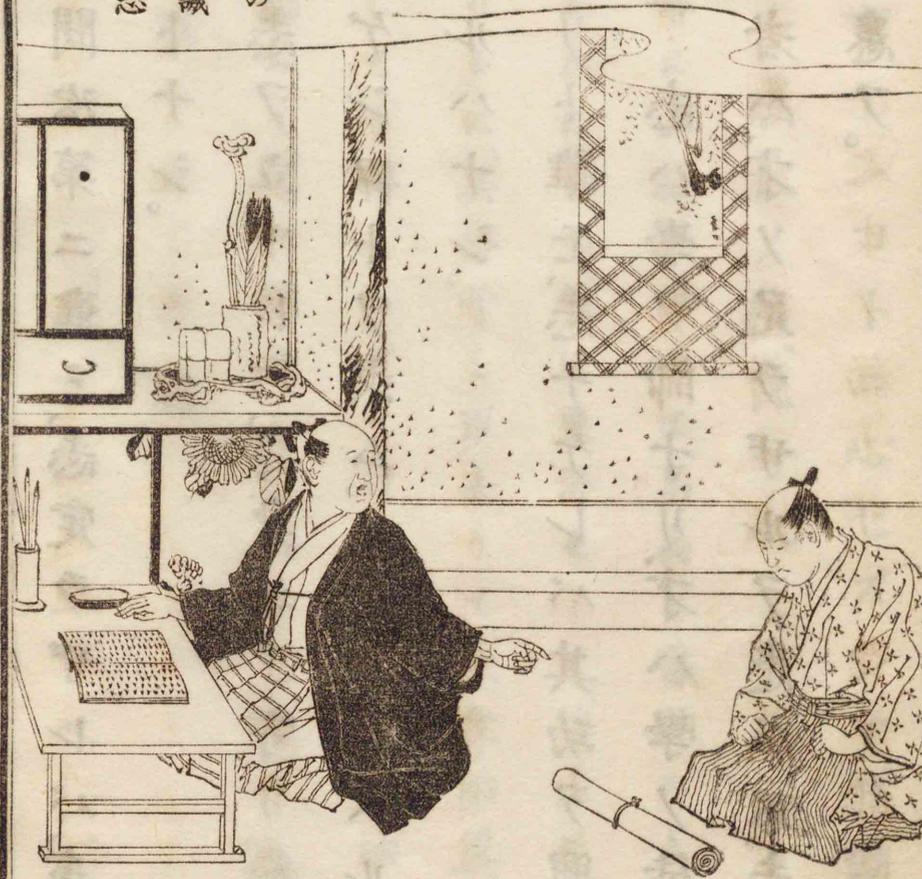
○學問センニハ、先ヅ志ヲ立ツベシ、志立チ又

レバ學問次第ニ進ミ、志定ラザレバ、事トシテ成ルコトナシ。

○古人志ヲ立ツレバ、終身之ヲ守リ、精神ヲ竭シテ遂ゲンコトヲ求ム。是故ニ、スル所皆成就セザルハナシ。

○才アリト雖モ、志ナケレバ其功ヲ興スコト能ハズ。志ハ學ノ師ナリ、才ハ學ノ徒ナリ。故ニ學者ハ、才ノ足ラザルヲ患ヘズ、志ノ立タザルヲ患フ。

倉谷鹿山書の
拙きを人に識
られ勉強の志
を起す



五七

○倉谷鹿山は、奥州三春の藩卒にて、幼き時より學問を好み、書法を修めしに、或人其書を見て、いたく
其拙と識りけるを、鹿山聞きて大に恥ぢ、奮然志を決
して長崎に至り、支那人に就き、數年刻苦して、書畫
を學び、其業大に進みて後、郷里に歸りしに、藩主其
志を賞し、士籍に擧げ、儒官に列せられたりとす。

第六 勤勉

○常ニ勤勞シテ繁務ヲ嫌ハズ、又ヨク世事ニ
奔走スルハ、人生ノ務ナリ。苟モ此心ヲ以テ

高等

皇印修身錄

卷之五

七

集英堂藏版

事ヲ勉メバ、成ル所必ズ美ナルベシ。
○窮困ニ至ラバ益々勤勞スベシ。 危險ニ遭
ハ、愈々奮カスベシ。

○今日安閑ナレバ、後日必ズ勞苦アリ。 人生
世ニアリテハ、必ズ是ノ如キヲ知ルベシ。 閑
ヲ暴リ、懶ヲ愛スレバ、則チ事成ラズ。 光陰ハ
過ギ易シ、少壯幾時カアル、須ラク時ニ自ラ勉
メンコトヲ要スベシ。

○常陸の國に、清兵衛といふ農夫あり、其村の土地

瘦せて、耕作の利も薄かりければ、餘の家は次第に
他處へ引移りて、後には清兵衛一人となりぬ、され
○と清兵衛は、獨り留りて耕作に力を盡し、其間には
紙漉かみをせしめて、晝夜絶間なく勉強しければ、家も稍
々饒ゆたかになれり、清兵衛はそれより、先づ他處へ移り
○し者共を呼戻し、職業につかせ、遂には其餘澤近村
に及びければ、領主其志を感して、厚くこれを賞せ
られたりといふ。

第七 反省

○人ノ我身ヲ謗レリト聞カバ、先ヅ我行ヲ省ミヨ。我行ニ邪ナクバ、假令謗レリトモ、我徳ニ害ナシト知レ。

○行道理ニ適ハ、世ノ人舉リテ謗ルトモ、懼ルベカラズ。若シコレニ反カバ、世ノ人舉リテ譽ムトモ、喜ブベカラズ。

○心ニ問ヒ、心ニ答ヘテ、人ノ褒貶ニ關ラズ、只ク善惡ヲ分別スベシ。

○或人書を著して伊藤仁齋の説を駁しけるに、門

人其書を持来りて、これを仁齋に示し、これが辯駁を作らんことを勸む、仁齋笑て答へざりしに、先生せざれば、生等代りて、これを辯せんといひければ、仁齋の曰く、我説にして非をらば、其人は我益友なり、我説にして是をらば、其人いつか其非を悟りぬべし、徒に多辯に奔りて人と争ふは、君子のせざる所なりとテ誠めける。

○人ハ常ニ油斷スベカラズ。明日セント思

ヘル事ハ、今日ヨリ支度セヨ。今日スベキ事
 ヲ、明日マデ延バスコト勿レ。雨降ラ又間ニ
 屋根ヲ葺ケ。盗人ヲ見テ繩ヲナフトモ、何ゾ
 及バン。
 ○何事モ隙ナル時ニ用意セバ、善ク整フモノ
 ナレドモ、隙ナル時ニ怠リテ、事ヲ誤ルコト多
 シ。油斷ハ實ニ大敵ナリ。片時モ油斷スベ
 カラズ。

○永井尚政老中たり一時、井伊直孝に心得とも、な

るべきことを教給へといひけるに、直孝、この事輕
 々しくは授け難し、身を潔め禮服を着して、来るべ
 しいといひければ、尚政其如くして直孝の邸に至り
 して、直孝曰く、諺に油斷大敵といふことあり、此言
 輔くも忘るべからずとありければ、尚政拜謝して、
 うれより萬事に心を用ひ、粗略の振舞なかりきと
 言ふ。

第九 儉約

○儉約ノ要ハ、貯ヘテ不時ノ用ニ備ヘ、積ミテ

能ク散ゼンコトヲ知ルニアリ。
 ○金錢ノ用ハ、一家ノ暮ヲ立テ、子弟ヲ教育シ、世間ノ義理ヲ缺カズ、不時ノ災難ニ備フルニアリ。
 ○此道理ヲ知ラヌ人ハ、偏ニ衣食ヲ減ジ、教育ヲモ意トセズ、世ノ付合ヲ缺キ、病メルモ藥ヲ用ヒズシテ、只管財ヲノミ蓄フ。淺マシキ事ナリ。

○豊後の國、府内の平七といふ人、節儉を守りて家

業を勵みければ、年々に餘財を増しぬ、平七の餘財をば、別に貯置きて、窮民を救助し、又游惰にして貧しきものには、懇に説諭を加へ、金を貸して本業に就かすむるなど、専ら仁慈を旨としければ、人皆夫の徳に懐きけり。

○第十 慎言

○朋友ノ惡事ハ、猥ニ人ニ語ルベカラズ。况ヤ無キ事マデヲモ造リ出シテ、誠シヤカニ語リナスハ、誹毀・讒謗トテ、不善ノ甚シキモノナ

リ。
 ○人ノ秘シタル事ハ、訶クベカラズ。コレヲ
 訶クハ、不義ノ最モ甚シキモノナリ。
 ○多言ナレバ、虚言自ラ生ズ。多言ハ信義ヲ
 失フノ基ナリ。信義ノ人ニ重ゼラル、ヲ知
 ラバ、多言ノ衆ニ忌マル、ヲ悟ルベシ。

○芝任しよまといへるもの、常にわが劍術に達せるを誇
 りぬ、或時壯士八人を相手として、試合まひあひけるに、芝
 任は壯士を招ぎて、弱年の者どもいざ来れ、我太刀

芝任劍術
 に誇りか
 へりて人
 に打ち倒
 さる



風に腕ひるむなどて、惡にくげにも痛く朝ありければ、八人の者ども大に怒り、八方より烈しく撃てかゝりければ、遂任すゐの勢にあたり難く、終に撃ちすゑられて、息もたはぐにやなりとぞなん。

第十一 交友

○イカナル人ニテモ、其身ニ得タル藝能ノ、一ツニツハ有ルモノナリ。我其長ヲ取り、其短ヲ捨ツルトキハ、事ニツケテ、益ヲ得ルコト多カルベシ。

○我其長ヲ取ルトキハ、尋常ノ人ニテモ、化シテ益友トナラン。我其短ヲ捨ツルトキハ、其交久シクシテ、變ラザルベシ。

○大ナル海ハ、細キ流ヲイトハズ、賢キ人ハ、卑シキ言ヲ撰バズト云フ言アリ。卑シキ言スラ、能ク思へバ、我益トナル。况ヤ忠孝・信義ノ人ノ言ヲヤ。

○伴某と尾山某との二人あり、伴は無欲なる人なれども、尾山は頗る吝ちかまなる者なり、されど二人の相

交ること久しくして、十餘年を経れども、變ること
 なし、或人怪みてこれを伴に問ひけるに、伴の曰く、
 尾山は才藝我にまされるが故に、これに交りて得
 る所多し、唯と彼は財に吝なれば、我はこゝに心を
 つけて交れり、平生親しきは、この故なりといへり
 ○とす。此書ハ、
 第十二變 改過
 ○人ノ過失ハ、一時ノ心得違ヨリシテ生ズル
 コトモアリ。又其身ノ癖ニヨリテ生ズルコ

トモアリ。一時ノ過失ハ言フニ及バズ、癖ヨ
 リノ過失モ、之ヲ矯ムレバ改メ得ンコト難カ
 ラジ。
 ○我癖ハ斯ノ如シトテ、過失ト知リツ、改メ
 ザルヲ、自暴・自棄ノ人ト云フ。自暴・自棄ハ、我
 氣力ナキヲ表スルモノニテ、君子ノ恥ヅル所
 ナリ。

○文政の頃、備中の國に、西山拙齋といふものあり、
 少き時より短氣にして、いさゝかの事にも、怒易き

性なりーを、後うの非を悔い、痛く自ら戒めければ、
終に改まりて、温順なる君子となれりとなん。

第十三 禮敬

○人ノ人タル所以ノモノハ、禮アレバナリ。
人トシテ禮ナクバ、禽獸ト何ゾ異ラン。

○上タル者禮ナケレバ、其徳衰へ、下タル者禮
ナケレバ、其身ヲ失フ。

○古人曰ク、「人禮アレバ則チ安ク、禮ナケレバ
則チ危シ」ト。此語ヨロシク味フベシ。

○驕慢ハ禮ナキナリ。恭敬ハ禮ヲ重ズルナ
リ。驕慢ナレバ人ミナ惡ミ、恭敬ナレバ人ミ
ナ親ム。

○學問・藝能アリト雖モ、人ニ驕リテ恭敬ノ心
ナキ時ハ、衆人ニ忌マレテ、其身ノ學藝モ、用フ
ルニ所ナカルベシ。コレ自ラ損ヲ招ケルモ
ノナリ。

○語ニ曰ク、「滿ハ損ヲ招キ、謙ハ益ヲ受ク」ト。

○仁明天皇の御時、春澄はるすみ善繩よしなは文章博士たりーに、博

學・達才にして、文章に妙なること、當時これに及ぶものなく、天皇も弟子の禮を執りて、教を受けさせ給ひけり、されど善繩は、謹厚・温順の人なりければ、敢て人に誇らず、時の學者互に門戸を立て、他人の非を揚げ、相争ひけるを、善繩獨り退きて禮を守り、行を謹みければ、これを誇るものなかりけり

第十四 敬神

○國ニ功勞アル人ハ、古今ノ別ナク敬フベシ。

○我國ノ神社ハ、概ネ國ニ功勞アリシ人々ヲ崇メ祠レルトコロナレバ、常ニコレヲ禮拜セヨ。

○土地ノ鎮守トシテ、祠レル神社ニハ、禮敬ヲ盡スベシ。

○神明ニ詣ヅルノ日ハ、身ヲ潔メ心ヲ清クシテ、出入必ズ敬ムベシ。

○我邦大小の神社多しと雖も、その祀れるところは、概ね國に功勞あり一方となり、豐受大神は、

天照大神に仕へまつりて、五穀を生殖し、我邦農業の端を開給ふ、此大なる功勞によりて、朝廷これに伊勢の山田にいつき祭らる、所謂外宮是なり、又經津主命・武甕槌命の二神は、皇孫瓊々杵尊、日向の國に天降りませる時、御先に仕へまつり、又東の國々をも撃平げ給ひし勤勞によりて、鹿島・香取にしづめまつらる、其他和氣・清磨・楠正成・新田義貞の諸公も、みな報國・盡忠の大功によりて、朝廷厚くこれを祀らせ給ひたるなり。

第十五 仁慈

○世ニハ我親族ニ薄クシテ、他人ニ厚クシ、己ガ借財ヲ差置キテ、他人ニ施シ、コレヲモテ仁慈ノ旨ヲ得タリトスル人アリ。

○其事ハ仁慈ナルベケレドモ、コレヲ正シキ行トハ言フベカラズ。正シカラザル仁慈ハ、寧口行ハザルニ如カズ。

○故ニ物ヲ惠マンニモ、我當然ノ務ヲ果シテ、後コレヲ行フベシ。

○假令他人ニ仁慈ナルモ、我親族ニ不仁ナラバ、ソレハタ何ニカセシ。

○右大臣藤原良相は、極めて親族に厚かり一人を計に、嘗て延命院といふを立て、同族中の零落して、生計に苦むものを茲に養ひ、又別に崇親院といふを設け、同族の婦女のよるべきものを救めて、之を養ひ、爲に飢渴を免れたるもの多かりければ、人皆良相の仁愛を稱へたりとなん。

第十六 公益

○公益ハ、忠孝ノ心ヲ本トシテ、世ノ利益ヲ圖ルニ出ツ。若シ忠孝ヲ本トセザレバ、公益ノ實舉ガルベカラズ。

○古ヨリ、一事ヲ開キ、一業ヲ成シ、公衆ノ便益ヲ起シ、名ヲ後世ニ傳フル者ハ、皆忠孝ノ人ナラザルハナシ。

○サレバ、大名ヲ後ノ世ニ耀カシ、國家ノ公益ヲ開カントセバ、宜シク忠孝ノ旨ヲ辨へ、國家ト、先祖・父母トノ恩ニ報ユル一念ヲ以テスベ

シ。

○二宮金次郎は、相摸足柄の人なり、幼にして父母を失ひ、貧しき家に獨り住みて、耕作を勉めたり、金次郎かく貧苦の間になりながら、常に世の益を起して、なき親の名をも揚げんことを心掛け、嘗て其村に道路の普請ありしとき、人夫となり、多くの人に立交りて働きけるに、夜なく草鞋をつくり、これを普請場に持行き、草鞋の破れたる人々に與へけり、其後金次郎は學問を勉め、生長の後は荒地を



二宮金次郎わらじを造りて道普請の人足に與ふ

開墾して、良き土地を作り、其外殖産の功多かりければ、近年に至り、朝廷より高き位を贈られたり。

第十七 義勇

○我國ハ開闢以來、未ダ曾テ他國ノ侮ヲ受ケタルコトナク、尺寸ノ地ト雖モ、他國ニ侵略セラレシコトナシ。コレ全ク我祖先ノ、義勇ノ心厚ニ由ルナリ。

○國ノ危ニ臨ミテハ、勇ミ進ミテ忠義ヲイタシ、身ヲ棄テ、祖先ノ心ヲ繼ギ、芳名ヲ子孫萬

世ニ傳フベシ。コレ日本國民タルモノ、本意ナリ。

○人誰カ死セザルモノアラン。死スベキトキニ死セザレバ、死ニ勝ル恥アリ。

○人ハ此國ニ生レ、其身ヲ致シテ國恩ニ報ユルヨリ、無上ノ幸ハナカルベシ。

○林子平は仙臺の藩士なり、文政の末年、露西亞は北邊に寇し、英吉利は南海を亂すなど、穩ならぬ形勢見ければ、子平深くこれを憂へ、天下を歴游し

て、常に邊防の事に心を注ぎ、當時外國の事にかゝりたる、書を著したるものは、嚴刑に處すべしとの禁ありしをも顧みず、今の形勢坐視すべきにあらざるとて、海國兵談數卷を著し、官民の注意を促しけるに、幕府の忌諱に觸れ、禁錮の中に身まかりたり、されど近年に至り、朝廷愛國の誠意を嘉みせられ、正五位を贈られたり。

第十八 國民ノ務

○飢タルヲ惠ミ、貧シキヲ憫ミ、災難ヲ救フハ、

慈善ノ行ニシテ、世ノ風俗ヲ厚クスルノ本ナレバ、國民タルモノハ、奮テ當ニ務ムベシ。

○斯ル善行ノ人ヲ見バ、我モ亦コレニ倣ハント思ヒ、人ニモ告ゲテ、其美ヲ揚グベシ。是レ亦國民ノ務ナリ。

○忠孝・信義ノ道ヲ實踐シ、隣里・郷黨ヲ導クハ、國民ノ務ノ最モ大ナルモノナリ。

○公益ヲ起シテ、國ノ富強ヲ圖リ、國ノ名譽ヲ海外ニ顯スモ、亦大ナル國民ノ務ナリ。

○家ヲ齋へ、身ヲ修メ、儉ヲ守リ、仁ヲ施シ、良民ト呼バル、モ、亦國民タルモノ、務ムベキトコロナリ。

○神明ヲ敬シ、吉凶ノ禮ヲ慎ムモ、亦國民ノ務ムベキトコロナリ。

○國憲ヲ尊ビ、國法ヲ重シ、其令スル所ハ、悦ビテ之ヲ守リ、其禁ズル所ハ、謹ミテ之ヲ避ケ、毫モ之ニ違背スルコト勿レ。是レ亦國民ノ勉ナリ。

○將軍徳川吉宗、曾て鷹獵せられし時、或在家に休ひしに、その家の主人は、醫業の傍、近わたりの童を集めて、句讀を教ふるものなりけり、其机の上に、將軍家代々の布令書ありしかば、吉宗其故を問はれしに、こは童子等に國の法度を教へ、上意の程を思ひしらせて、順良の民たらしめんが爲なりと答へければ、吉宗深く其心掛を感賞して、銀子・書物を賜はりたりといふ。

科用 皇民修身鑑卷之五終

高等科用 皇民修身鑑卷之五終

明治二十五年十月二十五日印刷
明治二十五年十月二十八日出版
版 權 所 有

定價金八錢五厘

高等科生徒用皇民修身鑑

著 者 學海指針社

東京市日本橋區村松町七番地

發行兼印刷者 小林八郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所 集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所 集英堂支店

栃木縣宇都宮大工町

賣捌所 各府縣下書肆



